

平成28年4月1日
徳島県警察本部

組織体制の見直し等の「大綱方針」

県警察においては、地域や社会情勢の変化に伴い大きく変化する治安情勢やサイバー犯罪等をはじめとする治安上の新たな脅威への対応、職員のワークライフバランスの実現等、時代の要請に応じた組織運営を行うとともに、更なる行政サービスの向上を図るため、概ね10年間の中長期的計画として、今後の組織の在り方や、これに密接に関連する警察施設の整備等を盛り込んだ組織体制の見直し等の「大綱方針」を策定した。

今後、この方針に基づき、実施時期や内容などを盛り込んだ具体的計画を策定した上、実現に向けた取組を進める。

第1 署の更なる再編整備

署の職員が50人以下のいわゆる小規模署は、夜間・休日の体制が脆弱であり、事件・事故発生時は捜査員等を緊急呼出しするなどして対応しているところであり、迅速に対応することが困難なケースが生じている。また、本署勤務員の不足を補うため駐在所勤務員の本署勤務が常態化するなど、治安対策はもとより、組織運営においても多くの課題を抱えている。そのほか、徳島市及びその周辺における吉野川北岸地域は、管内人口の増加や大規模店舗の出店等により、管内の治安情勢が大きく変化していることから、これまで、これら地域を管轄する署においては、可能な限り警察官を増員配置してきたものの、各種事案に対して、なおも対応し難い状況が生じている。

そこで、限られた県警察の人的資源の中で、これら署が抱える課題の解決と管内治安の一層の維持向上を目的として、組織体制の見直し等を行う。

1 更なる組織体制の見直し

(1) 職員の配置基準の見直し

県本部各課、各執行隊及び各署の警察官及び一般職員の配置基準を見直し、県下全体の治安情勢に応じた組織体制を構築する。

(2) パトカー等による機動力の強化

宿直員やパトカーを増強して、夜間・休日における機動力の強化を図り、事案発生時における警察力の大量投入による事件の早期解決等を図る。

(3) 交通事故捜査、検視等の体制の強化

取扱件数が多く、事案処理に多大な時間と捜査力を要する交通事故捜査、検視等、負担の大きい部門や係の体制強化を図る。

2 署の更なる統合及び管轄区域の見直し

徳島東署庁舎移転を踏まえ、徳島市及びその周辺地域に所在する署の統合や管轄区域の見直しにより組織体制を強化することとし、その対象は、徳島東署、徳島西署、徳島北署、板野署及び石井署とする。

なお、引き続き残る小規模署等についても、署の統合等について検討する。

第2 交番・駐在所等の施設整備の在り方

交番・駐在所等の多くの施設は、経年による老朽化が顕著であることから、地域の情勢を踏まえ、交番・駐在所の在り方の検討を行うとともに、新たな視点により施設の整備等を進める。

1 地域情勢等を踏まえた駐在所等の在り方の検討

(1) 交番・駐在所機能の在り方の検討

事件、事故その他の警察事象の発生状況や道路事情などの地域情勢を踏まえ、都市部における交番機能の強化や駐在所機能の在り方の検討を進める。

(2) 「通い型駐在所」等の運用と女性警察官の職域拡大への対応

「通い型駐在所」や「移動型駐在所」等の検討のほか、今後、増員を予定している女性警察官の職域拡大に向け、警察施設への女性用トイレ、仮眠室等の整備を進め、職場環境の改善を図る。

2 老朽施設に対する対応

(1) 民間資金を活用した一括整備

治安情勢や施設の現況等を踏まえ、いわゆるPFI手法を活用して駐在所を一括整備する。また、職員宿舎等についても集約・整備を進め、老朽施設の解消を図る。

- (2) 「空き店舗」及び「空き家」の活用とリフォームによる施設の長寿命化市町村の施設や「空き店舗」等を活用した「テナント方式」や、自治体が管理する「空き家」の活用を検討するとともに、交番・駐在所の施設の現況に応じ、リフォーム等により長寿命化を図る。

第3 更なる行政サービスの向上

県民アンケートにおいて、より近い場所での更新運転免許証の即日交付を求める声が多いことから、「運転免許サブセンター」の設置等、更なる行政サービスの向上を図る。

1 県民のニーズを踏まえた対応

運転免許証の更新者数や道路事情等を踏まえ、県西部及び県南部における「運転免許サブセンター」の設置を検討する。

なお、整備に関しては、警察施設や自治体の施設を活用するなど、既存ストックの有効活用に努め、財政負担の軽減を図る。

2 免許関係委託業務等の見直し

更なる行政サービスの向上につなげるため、運転免許関係の委託業務等の在り方を見直す。

第4 実施時期

第1の署の更なる再編整備については、徳島東署新庁舎の整備着手を予定している平成30年春の実施に向け検討を進める。その他については、予算措置やシステム整備の状況等を踏まえ、その実施時期等を検討する。

第5 具体的計画の策定

第1の署の更なる再編整備に関しては、関係する自治体の長や町議会等から、本部長等に対して署の存続を求める「要望書」が提出されており、今後、これら意見を集約しつつ、実施時期や内容などを盛り込んだ具体的な計画を策定する。